

内閣参質第一号

昭和二十六年十月三十日

内閣総理大臣 吉 田 茂

参議院議長佐藤尙武殿

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出建設省職員の定数に関する質問に対する答弁書

一 地方建設局所管の公共事業費並びに一人当たり予算消化額は別表の通りである。

補正予算については、地方建設局関係はなく来年度予算は目下経済安定本部及び大蔵省で検討中である。

二 見返資金工事については、職員の定数については、特別の処置をとらず、従前の定員内において、配置転換等の処置により、且つ、定員内において処理することが困難な部分は請負に付し、支障なく工事を遂行した。

予備隊建設工事については、附帯事務費中の賃金給で一〇〇名の臨時職員を増員し、これを遂行しつつある。

三 目下大蔵省で検討中であり、後段の地方建設局が策定した定数とは、何を意味するか明瞭でないが、現状においては、五に述べる如き減員は已むを得ないと考える。

四 地方建設局においては、補助員といふ制度上の名称はなく、單に、二、三の地方建設局において、比較的長期に亘つて雇用せられる人夫等を便宜上又は、慣習上、補助員、人夫名義者等と呼称しているに過ぎず、その総数を明確に把握することは困難である。又建設省としては、これらの者に対して、一般の人夫に対すると特に異つた取扱基準を定めてはいない。但し、十一月一日から常勤労務者制度を実施し、一般公務員に準ずる取扱をすることとした。

その数は地方建設局を通じて五八八四名である。

五 本省及び附屬機関においては、事務の整理、能率の増進等により、七〇七名を整理することとした。地方建設局事業費並びに一人当たり消化額調

年度別	事業費	物価換算 (算した額)	事業費一人当たり消化額	摘要	
				昭二三年度	昭二四年度
土木	土木營繕	四三三、三四四、六〇〇	八五三、四六八、九六〇	四〇九、一八三	四〇九、一八三
土木	土木營繕	六七三、三三一、五四五	八六六、七一九六三	二五五、九三三	二五五、九三三
土木	土木營繕	一六三、三九三、零〇	三一五〇、三〇〇、五五五	七五六、〇一〇	七五六、〇一〇
昭二五年度	昭二五年度	一一、六三三、六九四〇〇	一四〇、〇三六、六七一、九七〇	三、二八三、〇六七、〇	一〇五、八二
昭二六年年度	昭二六年年度	一、六五五、九〇六、〇	二、七三三、一九九、〇	一、七三三、一九九、〇	一、七三三、一九九、〇
土木	土木營繕	一一、五五〇、〇六〇、〇〇〇	一、六五、六七		

〔他省よりの支出委任分を含む。〕

當 繕 五〇六、三一〇、三七五
五〇六、三一〇、三七五
五九七、〇三一

五〇六、三一〇、三七五
五〇六、三一〇、三七五
五九七、〇三一

五〇六、三一〇、三七五
五〇六、三一〇、三七五
五九七、〇三一

(警察予備隊、専売公社、海上
保安庁、國家公務員宿舎等他
省よりの支出委任分を含む。)

備考

物価換算は、23年二、〇〇 24年一、三一 25年一、二一を乗じたものである。

當緕については、繰越分は次年度分に計上した。なお、26年度分も相当額27年度に繰越される見込である。